

豊橋市ごみのふれあい収集に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみのふれあい収集を実施することにより、高齢者、身体障害者等の日常生活における利便の増進を図り、もって市民サービスの向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成5年豊橋市条例第20号)第2条第2項第1号に定める廃棄物をいう。
- (2) ふれあい収集 次条に規定する要件に該当する世帯に対する家庭廃棄物の継続的な戸別収集をいう。

(対象世帯)

第3条 ふれあい収集を受けることができる世帯は、家庭廃棄物をごみステーション等へ自ら運び出すことができず、かつ、当該運び出しについて協力者がいない世帯で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の1人世帯
- (2) 身体障害者の1人世帯
- (3) 65歳以上又は身体障害者のみで構成される世帯
- (4) その他市長が適当と認める世帯

(申込み)

第4条 ふれあい収集を受けようとする者は、あらかじめ、環境部収集業務課に申込受付票兼調査票(様式第1)の提出または電話等により申し込まなければならない。

(決定通知)

第5条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、電話等による聞き取り調査および対象者の自宅における面談調査のうえ、ふれあい収集の実施の可否について決定し、ふれあい収集の実施に関する決定通知書(様式第2)を当該申込者に通知するものとする。

(家庭ごみの排出)

第6条 ふれあい収集を受ける者(以下「ふれあい収集対象者」という。)が、家庭廃棄物を排出しようとするときは、排出日(ふれあい収集対象者と市との間で協議した日をいう。)の日の出から午前8時30分までに、排出場所(玄関先等で、ふれ

あい収集対象者と市との間で協議した指定場所をいう。)まで運び出さなければならぬ。

(安否の確認)

第7条 ふれあい収集対象者が一定期間において家庭ごみを排出せず、かつ、玄関先に新聞又は郵便物がたまっているときは、玄関の呼び鈴を鳴らす等をしてふれあい収集対象者の安否を確認するものとする。

2 前項の規定による確認の結果、異常が見られるときは、直ちに関係機関へ通報するものとする。

(収集の停止)

第8条 ふれあい収集対象者は、ふれあい収集の停止を申し出ることができる。

2 市長は、ふれあい収集対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ふれあい収集を停止することができる。

(1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 市が定める分別方法を守らないとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ふれあい収集の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。